

小規模多機能センター「吉備の杜」

小規模多機能型居宅介護事業運営規程（介護予防小規模多機能型居宅介護事業）

第1条（目的）

この規定は 株式会社フジモリ が運営する 小規模多機能センター「吉備の杜」（以下「当事業所」という）が行う指定小規模多機能型居宅介護事業・介護予防小規模多機能型居宅介護事業（以下「事業」という）の適正な運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

第2条（事業の目的）

当事業所は、地域との結びつきを重視し、居宅介護支援事業所、他の居宅サービス事業所、地域包括支援センター、保健医療サービス及び関係市町村との密接な連携を図りつつ、利用者の心身の状況、その置かれている環境及びご希望を踏まえ、利用者の居宅において又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期宿泊させ、当事業所において、家庭的な環境と地域との住民との交流の下で、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じその者の居宅において自立した日常生活を営むことができるよう小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を行うものとする。

第3条（運営の方針）

- 1 当事業所は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目的を設定し、計画的に小規模多機能型居宅介護の提供を行うものとする。
- 2 当事業所は、小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、利用者一人一人の人格を尊重するとともに、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、当事業所の従業者等によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。
- 4 全各項に定めるものの他、介護保険法、厚生労働省令で定める指定基準、その他関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

第4条（事業所の名称等）

事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 小規模多機能センター「吉備の杜」
- (2) 所在地 岡山県岡山市北区延友 69

第5条（従業者の職種、員数及び職務内容）

当事業所に勤務する従業者等の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

職種	常勤	非常勤	計	備考
管理者	1 人		1 人	介護従業者と兼務
介護支援専門員	常勤又は非常勤1名以上		1 人以上	
看護師又は准看護師	常勤又は非常勤1名以上		1 人以上	
小規模多機能型居宅介護従業者			15 人以上	

(1) 管理者

管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員として、3年以上認知症高齢者の介護に従事した経験を有するものであって、従業者等の管理及び当事業所の利用に係る調整、業務の実施状況の把握その他管理を一元的に行うものとする。また、管理者は、従業者に対し、法令等に規定されている事業の実施に関して遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(2) 介護支援専門員

介護支援専門員は、厚生労働大臣の定める研修を修了しているものであって、利用者に係る居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画・介護予防小規模多機能型居宅介護計画を作成するものとする。

(3) 小規模多機能型居宅介護従事者・介護予防小規模多機能型居宅介護従事者

小規模多機能型居宅介護従事者・介護予防小規模多機能型居宅介護従事者とは、当事業所が使用する、看護師、准看護師、介護福祉士、訪問介護員研修課程修了者等の資格を有する者、その他の小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護の提供にあたるものとする。

第6条（営業日及び営業時間）

(1) サービス提供

① 営業日：365 日

② 営業時間：24 時間

注1) 通いサービスの提供時間は、午前 6 時～午後 9 時までとする。

※但し、送迎サービス提供時間は、午前 9 時～午後 4 時までとする。

注2) 宿泊サービスに関する提供時間は、午後 9 時～翌午前 6 時までとする

注3) サービス提供時間は、事前に介護支援専門員により計画された居宅サービス計画に基づくものとします。

(2) 新規サービスの申込、相談等の受付時間

① 受付日：月曜日～金曜日（祝祭日、年末年始を除く）

② 受付時間：午前 9 時～午後 5 時

(3) 既存の利用者からのサービス内容に関する苦情、相談等の受付時間

① 受付日：365 日

② 受付時間 : 24 時間

第 7 条（登録定員及び利用定員）

当事業所は、災害その他やむを得ない事情がある場合を除き、以下の登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて、小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護を提供しないものとする、ただし、通いサービス及び宿泊サービスの利用は、利用者の様態や要望により、特に必要と認められる場合は、一時的に利用定員を超えてサービスを提供するものとする。

- (1) 当事業所の登録定員は 25 名とする。
- (2) 当事業所の通いサービスの利用定員は 15 名とする。
- (3) 当事業所の宿泊サービスの利用定員は 9 名とする。

第 8 条（小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護の内容）

- 1 当事業所は、介護保険法に定める下記のサービス行為区分の中から、居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画・介護予防小規模多機能型居宅介護計画に基づき、指定された時間帯に、選択された小規模多機能型居宅介護を提供するものとする。
 - (1) **通いサービス** 利用者が当事業所へ通い、利用者の日常生活動作能力や意欲向上のために、利用者と共に行う自立支援のためのサービスであり、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うサービスをいう。
 - (2) **訪問サービス** 当事業所の従業者等が利用者宅へ訪問し、利用者の日常生活動作能力や意欲向上のため、利用者と共に行う自立支援のためのサービスであり、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うサービスをいう。
 - (3) **宿泊サービス** 当事業所へ宿泊する利用者に対して行う、日常生活動作能力や意欲向上のため、利用者と共に行う自立支援のためのサービスであり、夜間及び深夜において、入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うサービスをいう。
- 2 当事業所は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護を行うものとする。
- 3 当事業所は、利用者の外出の機会の確保その他の利用者の意向を踏まえた社会生活の継続のための支援に努めるものとする。
- 4 当事業所は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続き等について、利用者又はその家族が行うことが困難である場合には、利用者の同意を得て、代わって行うものとする。

第9条 （居宅サービス計画の作成）

介護支援専門員は、指定居宅介護支援等基準第13条各号に掲げる具体的取り組み方針に沿って、利用者の居宅サービス計画を作成するものとする。

第10条 （小規模多機能型居宅介護計画・介護予防小規模多機能型居宅介護計画）

- 1 介護支援専門員は、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえて、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載した小規模多機能型居宅介護計画書・介護予防小規模多機能型居宅介護計画書を作成するものとする。
- 2 介護支援専門員は、小規模多機能型居宅介護計画・介護予防小規模多機能型居宅介護計画書の作成に当たっては、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動確保に努めるものとする。
- 3 介護支援専門員は、小規模多機能型居宅介護計画書・介護予防小規模多機能型居宅介護計画書の作成につき、その内容について利用者又はそのご家族に対して説明し、同意を頂くとともに、作成した小規模多機能型居宅介護計画書・介護予防小規模多機能型居宅介護計画書を利用者に交付するものとする。
- 4 介護支援専門員及び当事業所は、小規模多機能型居宅介護計画書・介護予防小規模多機能型居宅介護計画書を基本としつつ、利用者の様態、希望等を勘案し、随時適切に通いサービス、訪問サービス又は宿泊サービスを組み合わせた介護を行うものとする。
- 5 介護支援専門員は、小規模多機能型居宅介護計画書・介護予防小規模多機能型居宅介護計画書の作成後においても、常に小規模多機能型居宅介護計画書・介護予防小規模多機能型居宅介護計画書の実施状況及び利用者の様態の変化等の把握を行うとともに、必要に応じて小規模多機能型居宅介護計画・介護予防小規模多機能型居宅介護計画書の変更又は中止するものとする。

第11条 （利用料その他費用の額）

- 1 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準の額（介護報酬告示上の額）とし、当該指定小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護が法定代理受領サービスであるときは、**介護保険負担割合証に定める割合の額**とする。法定代理受領以外の利用料については、厚生労働大臣が定める基準の額（介護報酬告示上の額）全額とする。なお、当該利用料の額は、事業所の見やすい場所に掲示するものとする。
- 2 利用者との契約の有効期間中、介護保険法その他関係法令の改正により、サービス利用料金又は利用者負担額の改定が必要となった場合には、改定後の金額を適用するものとする。この場合、当事業所は、法令改正後速やかに利用者に対し、改定の施行時期及び改定後の金額を通知するものとする。
- 3 訪問サービスにおける買い物や通院・外出介助などを利用する際にかかる交通費は、原則として利用者から支払いを受けることができるものとする。交通費は通院・外出介助の場合、同乗する当事業所の従業者を含む公共交通機関利用実費とし、片道のみサー

ビスの提供であっても、往復における従業者分の交通費を利用者にご負担いただくものとする。

- 4 当事業所、小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護を提供する当たり、以下の費用を利用者に請求するものとする。
 - (1) 食事の提供に要する費用（朝食 400 円 昼食 600 円 夕食 600 円 税込み）
 - (2) 宿泊に要する費用 （1,600 円／1 泊）
 - (3) おむつ代 実費
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、指定小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護の提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用
- 5 全各号の規定による費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に説明を行い、その同意を得ることとする。
- 6 利用料等の支払いを受けたときは、利用者又はその家族に対して、利用料その他費用（個別の費用ごとに区分）について記載した領収証を交付するものとする。

第12条 （通常の事業の実施地域）

通常の事業の実施地域は 岡山市 とする。

第13条 （サービス提供の記録）

当事業所は、小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護を提供した際には、その提供日及び具体的に実施したサービス内容等を記録し、利用者又はその家族による確認を受けるものとする。

第14条 （地域との連携等）

- 1 当事業所は、小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、利用者、そのご家族、市区町村の職員又は地域包括支援センターの職員、小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下、「運営推進会議」という）を設置し、おおむね 2 ヶ月に 1 回以上、運営推進会議に対しサービス及び宿泊サービスの提供回数の報告をし、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言を聞く機会を設けるものとする。
- 2 当事業所は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表するものとする。
- 3 当事業所は、事業の運営にあたっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図るものとする。
- 4 当事業所は、事業の運営にあたっては、提供した小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護に関する利用者からの苦情に関して、市区町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市区町村が実施する事業に協力するよう努めるもの

とする。

第15条 （緊急時等の対応）

従業者等は、小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護を提供中に利用者の病状に急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医又はあらかじめ当事業所が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、当事業所の管理者に報告するものとする。

第16条 （事故発生時の対応）

- 1 当事業所は、利用者に対する小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護の提供により事故が発生した場合は、事業所が住所を有する市区町村、利用者の家族、利用者に係る他の居宅サービス事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 2 当事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。
- 3 株式会社フジモリは利用者に対する小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

第17条 （秘密の保持）

- 1 当事業所の従業者等が業務上知りえた利用者及びその家族の秘密は、正当な理由なく第三者に洩らしてはならない。なお、この守秘義務は、当該従業者退職後及び契約終了後も同様とする。
- 2 当事業所は、当事業所の従業者等であった者が、正当な理由なくその業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を洩らすことがないように、必要な措置を講じるものとする。
- 3 当事業所は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は、利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合はその家族の同意を、あらかじめ文書により得るものとする。
- 4 当事業所は、利用者及びそのご家族の個人情報に関して、利用者から開示又は訂正の要求がある場合には、所定の方針に従い、開示又は訂正するものとする。

第18条 （苦情処理）

- 1 当事業所は、小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に対する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する他必要な措置を講じるものとする。
- 2 当事業所は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。
- 3 当事業所は、提供した小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護に関し、市区町村が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求め、又は当該市区町村の職員からの質問もしくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市区町村が行う

調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

- 4 当事業所は、市区町村からの求めがあった場合には、前項の記録の内容を市区町村に報告するものとする。
- 5 当事業所は、提供した小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 6 当事業所は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告するものとする。

第19条（非常災害対策）

当事業所は、非常災害対策に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しておくとともに、非常災害に備えるため定期的に避難、救出、その他必要な訓練を行うものとする。

第20条（衛生管理）

- 1 当事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は、衛生上必要な措置を講じるものとする。
- 2 当事業所は、当事業所において、感染症及び食中毒が発生し又はまん延しないように必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第21条（利用にあたっての留意事項）

- 1 利用者及びその家族は、本運営規定で定められた業務以外の事項に従業者に依頼することはできないものとする。
- 2 従業者は、サービスに伴い、看護職員以外の医療行為は行わない。
- 3 利用者の担当となる従業者の選任及び変更は、利用者に適正かつ円滑にサービスを提供するため、当事業所の管理者が行うものとし、利用者が従業者を指名することはできないものとする。
- 4 利用者が担当の従業者の変更を希望する場合には、業務上不適当と判断される事由を明らかにして、事業所まで申し出るものとする。ただし、業務上不適当とされる事由が無いと判断される場合には、従業者の変更をしない場合がある。
- 5 訪問予定時間は、交通事情等により前後することがある。
- 6 サービス提供の際の事故及びトラブルを避けるため、次の事項に留意してもらうものとする。
 - ① 従業者は、現金、預金通帳、キャッシュカード、印鑑、年金証書その他有価証券は、一切預かることができない。
 - ② 利用者の居宅においても、現金や貴重品は、室内に放置せず、金庫等に保管してもらう。

7 当該事業の利用にあたっては、原則、岡山市民の方を対象にサービス提供を行う。

第22条 （その他運営についての留意事項）

- 1 当事業所は従業者の資質向上を図るため、研修の機会を設けるものとし、また、その業務体制を整備するものとする。
- 2 当事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録並びに小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完了の日から5年間保存する。また①②③の書面に関しては、利用者もしくは連帯保証人の請求に応じてこれを開示し、又はその複写物を交付するものとする。

- ① 居宅サービス計画
- ② 小規模多機能型居宅介護計画・介護予防小規模多機能型居宅介護計画書
- ③ 提供したサービス内容の記録
- ④ 市町村への通知に係る記録
- ⑤ 苦情の内容等の記録
- ⑥ 事故の状況及び事故に際してとった処置の記録

- 3 この規定に定める事項のほか、事業の運営に関する重要事項は、株式会社フジモリの代表取締役と当事業所の管理者との協議に基づいて決定するものとする。

第23条 （虐待防止のための措置）

- 1 事業者は利用者の人権の擁護及び虐待等防止のため次の措置を講ずるものとする。
 - ① 虐待の防止に関する責任者の選定
 - ② 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
 - ③ その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業者は指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たり、当該事業所従業者又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

第24条 （成年後見制度の活用支援）

- 1 事業者は、利用者と適正な契約手続等を行うため、必要に応じ、成年後見制度を活用できるように支援を行うものとする。

第25条 （身体拘束）

- 1 事業者は、入居者又は入居者の生命もしくは身体を保護するため緊急やむをえない場合を除き、隔離、身体拘束、薬剤投与、その他の方法により利用者の行動を制限しないものとする。
- 2 事業者が前項によりやむなく行動を制限する場合には、入居者に対し、事前に行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について、十分説明するものとする。またこの場合、事業者は事前又は事後速やかに入居者の法廷代理人、任意後見人、入居者代理人、入居者家族に対して説明するとともに、サービス提供記録に内容を記載する。

3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次の措置を講ずるものとする。

- 一 身体拘束等の適正化のための指針の整備
- 二 従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修の定期的な実施

第 26 条（短期利用居宅介護）

- 1 当事業所は、利用者の状態や利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所または指定介護予防居宅介護支援事業所の介護支援専門員もしくは担当者が、緊急に利用することが必要と認めた場合であって、指定小規模多機能型居宅介護事業所・指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所・指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対する指定小規模多機能型居宅介護・指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に支障がないと認めた場合に、登録定員の範囲内で、空いている宿泊室等を利用し、短期間の指定小規模多機能型居宅介護・指定介護予防小規模多機能型居宅介護（以下「短期利用居宅介護」という）を提供する。
- 3 短期利用居宅介護は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所・指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者数が登録定員未満であり、かつ、以下の算式において算出した数の範囲内である場合に提供することができる。（算定式）当該事業所の宿泊室の数×（当該事業所の登録定員-当該事業所の登録者の数）÷当該事業所の登録定員（少数点第 1 位以下四捨五入）
- 4 短期利用居宅介護の利用は、あらかじめ 7 日以内（利用者の日常生活上の世話を行う家族等の疾病等やむを得ない事情がある場合は 14 日以内）の利用期間を定めるものとする。
- 5 短期利用居宅介護の利用に当たっては、利用者を担当する指定居宅介護支援事業所または指定介護予防居宅介護支援事業所の介護支援専門員が作成する居宅サービス計画（介護予防サービス計画）の内容に沿い、当事業所の介護支援専門員が小規模多機能型居宅介護計画（介護予防小規模多機能型居宅介護計画）を作成することとし、当該小規模多機能型居宅介護計画（介護予防小規模多機能型居宅介護計画）に従いサービス提供する。

付則 この規程は平成 22 年 7 月 1 日より施行する。

付則 この規程は平成 25 年 2 月 20 日から第 23 条、第 24 条を追加し施行する。

付則 この規程は平成 25 年 4 月 1 日から第 25 条を追加し施行する。

付則 この規程は平成 26 年 7 月 1 日から第 11 条 4（2）を変更し施行する。

付則 この規程は平成 27 年 8 月 1 日から第 11 条 1 を変更し施行する。

付則 この規程は平成 28 年 6 月 1 日から第 7 条（3）を変更し施行する。

付則 この規程は平成 28 年 10 月 1 日から第 11 条 4（2）を変更し施行する。

付則 この規程は平成 30 年 5 月 1 日から第 11 条 1、第 26 条を変更、追加し施行する。

附則 この規定は令和 2 年 3 月 30 日から第 5 条を変更し施行する。

附則 この規定は令和 4 年 5 月 26 日から第 25 条 3 を変更、追加し施行する。

附則 この規定は令和 5 年 4 月 1 日から第 7 条 (3) を変更し施行する。

附則 この規定は令和 5 年 5 月 1 日から第 11 条 4 (1) (2) を変更し施行する。

附則 この規定は令和 7 年 4 月 1 日から第 11 条 4 (1) を変更し施行する。